

広報かんおんじ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、観音寺市が発行する広報かんおんじ（以下「広報」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(掲載の要件)

第2条 広報に掲載できる広告は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 公正で真実を伝えるもの
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないもの
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したもの
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したもの
- (5) 関係法規と社会秩序を守るもの

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 広報の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業及びこれに関するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人事募集、その他これらに類するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広報紙に掲載することが好ましくないと市長が判断するもの

2 掲載された広告についての一切の責任は広告主にあり、市は責任を負わない。

(広告の規格及び掲載料金)

第4条 広告の規格及び掲載料金は、次に掲げるとおりとする。

	規格				掲載料金（税込）
1	縦	3 c m	横	8.5 c m	10,000円
2	縦	4.8 c m	横	8.5 c m	15,000円
3	縦	10 c m	横	8.5 c m	30,000円
4	縦	10 c m	横	17.3 c m	60,000円

2 市は、広告の掲載に当たり、当該広告に枠を付し、枠外に広告と表示するものとする。

3 同一の広告主による広告の掲載は、広報紙の発行1回につき1件までとする。

(広告の掲載位置)

第5条 広告は、市が指定したページに掲載する。

(広告掲載の優先順位)

第6条 広告の掲載順位は、次の順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 市内に事業所、営業所若しくは店舗を有する私企業又は自営業者
- (3) 前2号に掲げる者以外のもの

(広告の申込み)

第7条 広報に広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、広報かんおんじ広告掲載申請書(様式第1号)に掲載しようとする版下(完全な原稿をいう。以下同じ。)を添えて、掲載を希望する広報の発行日の1月前までに市長に申し込まなければならない。

(掲載決定等)

第8条 市長は、前条の広告掲載申請書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定し、申請者に広報かんおんじ広告掲載通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告料金の納入)

第9条 広告料金は、前条の通知の日から広報発行の日の10日後までに全額納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(広告料金の還付)

第10条 既納の広告料金は、原則として還付しない。ただし、市長は、第12条第2項の規定にかかわらず、申請者の責めによらない事由又は発行若しくは編集の都合によって、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告料金を還付することができる。

(広告の版下)

第11条 広告の版下に関する一切の責任は、申請者が負うものとする。

2 広告の版下の作成に係る一切の費用は、申請者の負担とする。

(掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 広報の発行及び編集の都合により、広告を掲載することができなくなつたとき。
- (3) その他市長が広告を掲載しないことが適当であると認めるとき。

2 前項の決定の取消しにより、申請者に損害が生じても、市長は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日告示第 32 号）

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日告示第 27 号）

この要綱は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 1 日告示第 67 号）

この要綱は、令和元年 11 月 1 日から施行する。